

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

### ◇規 則

#### 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(建築課)  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 増設及び新設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

二 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種別	家		賃	
		住戸番号	戸数	一月の家賃額	改正後
北園第一 団地	第二種県営 住宅	八一〇一号から八一〇四号までの住宅 八一二〇一号から八一二〇四号まで及び八 一三〇一号から八一三〇四号までの住宅	四	三三、六〇〇円	三三、一〇〇円
			八	四二、八〇〇円	
北園第二 団地	第一種県営 住宅	一一〇一号、一一〇四号及び一一〇 六号の住宅	三	一五、八〇〇円	一九、三〇〇円
			三	一八、八〇〇円	
高草団地	第二種県営 住宅	一一〇二号、一一〇三号及び一一〇 五号の住宅	三	一九、三〇〇円	一八、八〇〇円
			二	一八、八〇〇円	

三 この規則は、平成五年八月一日から施行することとした。ただし、高草団地に関する部分は、同年九月一日から施行することとした。

団地名	種別	家		賃	
		住戸番号	戸数	一月の家賃額	改正後
田後港団 地	第二種県営 住宅	一〇一号及び一〇二号の住宅	二	八、四〇〇円	一八、九〇〇円
			八	一八、四〇〇円	





八	二
一八、四〇〇円	一八、九〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成五年八月一日から施行する。ただし、高草団地に関する部分は、同年九月一日から施行する。